

名古屋プラスチック工業展 2024 出展規約

1 出展資格

本展示会の目的に合致する製品またはサービスを取り扱う企業・団体

2 出展料金に含まれるもの

- 出展小間スペース
- 仕切壁（隣接小間のある場合）
- 会場運営・来場動員などの展示会全体の運営にかかる費用

3 出展料金に含まれないもの

- 小間の装飾、設営、運営費
- 電気、水道、エアーなどの設備工事費および使用料
- 自社出展機器などに対して付保した損害保険料
- 展示、実演および搬入出作業の際に発生した対人傷書、対物損壊などの事故にかかる費用
- 法令および展示規則に基づく展示装飾などの改修費用
- 広告掲載、セミナー開講などの費用
- その他出展小間料金に含まれない費用

4 出展申込後の解約

主催者は、「出展申込書」を受理した後、審査を実施します。受入の旨を出展申込者に通知した日に「出展契約」が成立します。「出展契約」の成立後は、小間の解約・小間数の削減は原則として認められないものとします。やむを得ない理由により小間の解約・小間数の削減を希望する場合、文章にてその理由を明記し、事務局の承認を得てください。出展を取り消された場合、下記のように解約料を申し受けます。

解約日	解約料
申込書受理日から出展者説明会前日まで	申込出展スペース料金の50%
2024年出展者説明会当日以降	申込出展スペース料金の100%

※出展者説明会は、会期の約3ヶ月前、8月下旬を予定しています。

5 支払日と支払方法

出展申込書の内容を確認後、請求書を送付いたしますので、2024年7月31日（水）までに必ず銀行振込にてお支払いください。

出展申込書に、「支払予定日」を明記してください。振込先は以下の通りです。

三菱UFJ銀行 栄町支店 普通 247021
口座名 (株)日刊工業新聞社 名古屋支社

6 危険物等の持ち込み

- 引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火を使用する物については、所轄消防署の承諾を受けた物以外は持ち込みを禁止します。(危険物の持ち込み解除条件などについては、出展者説明会にてご説明いたします)
- 主催者の承諾を得られなかった物、関連法令に抵触するおそれがある物、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

7 実演上の注意・事故防止

- 出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがあります。
- 実演によって生じた生ゴミ・展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないようお願いします。
- 出展者は搬入出、展示、実演にあたり最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願いします。主催者自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

8 原状回復

- 出展者は、本展示会の会期終了後、所定の搬出期間を経て出展小間を現状に回復しなければなりません。ただし、出展者が原状回復工事を行わない場合は、主催者において同工事を行い、その費用は出展者が負担するものとします。
- 出展者が出展小間の明け渡し後、出展者の残物がある場合、主催者により当該の出展者へ連絡した後、残物を処分できることとします。また、その処分にかかる費用については、出展者が負担するものとします。

9 各種工事の諸経費の負担

- 小間内照明および実演に要する電気料ならびに配線工事費は出展者の負担となります。
- 電気使用申込、使用料金規定などの詳細については出展者説明会（2024年8月下旬開催予定）にて出展者にご案内いたします。
- 小間内に給排水・エア・通信回線工事が必要な出展者は出展者説明会後にお申し込みください。
- 実演などに使用する給排水・エア・通信回線工事料金は出展者の負担となります。

10 立ち入り点検

- 主催者および展示会の警備・防災担当協力会社は、防火・防災対応のため、必要と認められた際は出展者の了解のうえ、小間内を点検することができます。
- 搬入時、および会期中、主催者は防火・防災担当の管轄の行政指導により小間内を点検いたします。出展者が点検時に行政指導を受けた場合は、速やかにその指導に従うこととします。

11 会場マップ広告掲載申込後の解約

申込書受理日から会期終了までの解約・変更は原則として認められないものとします。

12 小間位置の決定

小間位置は、出展物の種別、形状、分野、出展規模・実績、会場構成などを総合的に勘案し、主催者事務局が決定します。また、主催者事務局は、官公署の指導他、本展示会全体に関する判断に基づき、小間位置の公表後も小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできません。

13 小間の転売・転貸等の禁止

出展者は自社分の小間を主催者の承諾なしに転売、転貸、交換あるいは譲渡することはできません。

14 出展物（出展製品および装飾物等）の設置および撤去

- 出展製品および装飾物等の会場への搬入と設置は、後日主催者から通知される時間内に行ってください。小間内の出展物等の設置は、会期前日の午後4時までに完了してください。出展者が左記時刻までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、出展者は同日に解約した場合の解約料を支払う義務があります。
- 会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際には、出展者は必ず主催者の承認を得た後、作業を行ってください。
- 小間内の出展物等は、後日主催者から通知される時間内に撤去してください。その時刻までに撤去されないものは、出展者の費用負担で主催者が撤去します。

15 展示会場の使用

- 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間の中に限ります。各出展者は、実演または宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持って行ってください。
- 他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できません。隣接の小間から苦情が出た場合、または主催者が展示会運営上の立場から見て小間の造作または使用方法の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展者はその変更に同意する義務があります。
- 主催者はその音、操作方法、材料、内容またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場から見て、本展示会の目的と会致しない展示物を禁止または撤去する権限を有します。この権限は、人、物品、行為、印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のすべてのものに及びます。上記の制限または撤去の場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展小間料の補償等いかなる返金またはその他費用負担の責任を負いません。
- 会場内で金銭の授受をとまなう即売を禁止します。（書籍・DVDは除外）
- 2階建て構造の造作物を小間に設置することはできません。

16 出展物の管理と免責

主催者は出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生じる損失または損害について、その責任を負いません。

17 損害賠償

出展者は自己またはその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備、本展示会の建造物、人身等に対する一切の損害についての責任を負う義務があります。

18 展示会開催の中止・延期・短縮

- 天災、感染症、テロ、国・行政などからの指示・命令、その他不可抗力などにより展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止、開催期日・開催時間の短縮、開催延期を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定後、速やかに出展者に通知・公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害について、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、主催者は既に発注した経費を差し引いた出展料金の残額を出展者に返却します。
- 開催中に発生した不可抗力事由により開催期日・開催時間を短縮した場合においても、出展者への小間料金の返金および出展者が要した費用の補償等は一切行いません。

19 その他の規定

出展にともなう詳細規定に関しては、出展者説明会または出展マニュアルで説明します。

20 規約の遵守

出展者は主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守する義務があります。さらに、出展者は主催者の定める全ての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力する義務があります。